

日本臨床検査学教育学会 利益相反（COI）に関する指針

本学会は、会員に本学会事業での発表などで COI 状態にある企業等との経済的な関係を自己申告制（透明性）により開示してもらい、会員の COI 状態を適正に管理し、社会に対する説明責任を果たすための COI 指針を定める。

（目的）

本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「臨床研究の利益相反(COI)に関する指針」（以下、本指針と略す）を定める。本指針の目的は、本学会が会員の利益相反状態を適正に管理することにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公正性を維持した状態で適正に推進させ、臨床検査学教育の発展に貢献することにより社会的責務を果たすことである。したがって、本指針では、会員に対して COI についての基本的な考えを示し、本学会の会員などが各種事業に参加し発表する場合、自らの COI 状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

（適用範囲）

本学会において COI 状態が生じる可能性がある以下の各号に示す対象者に対して本指針を適用する。

- （1） 会員
- （2） 本学会で発表・講演する者（共同発表者も含む）
- （3） 本学会誌に投稿する者（共著者も含む）
- （4） 事務局員

（利益相反の定義）

利益相反とは、産学連携活動等における私的経済的利益関係によって、本学会における公的活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる恐れのある事態をいう。

本指針において、「産学連携活動における私的経済的利益関係等」とは、本学会以外の企業・法人組織、営利を目的とする団体から以下の各号のいずれかを受け取ることをいう。

対象者は、個人における以下の（1）～（9）の事項で、「利益相反の自己申告基準」で定める基準を超える場合には、その正確な状況を本学会理事長に申告するものとする。

- （1） 役員、社員としての報酬
- （2） 株式等による利益

- (3) 特許権使用料
- (4) 講演料
- (5) 原稿料
- (6) 受託研究費、研究助成金、依頼試験料、実験器具等の物品
- (7) 奨学（奨励）寄付金
- (8) 企業等が提供する寄付講座への所属
- (9) 旅費、贈答品など

(責務及び役割)

1. 本学会理事長は、利益相反に関連する指針を周知する。
2. 本学会が行う学術大会等において発表・講演する者は、研究活動にかかる COI 状態（過去3年間）について開示しなければならない。
筆頭・筆頭発表者および発表者全員は該当する COI 状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライド）、あるいはポスターの最後に開示する。（様式1-A・B）
3. 本学会の学術雑誌に投稿する者は、研究実施にかかる COI 状態（過去3年間）について、論文投稿時に自己申告すると共に（様式2-1）、論文に開示しなければならない（様式2-2A・2B）。
4. 本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）は、就任時及び任期中毎年 COI 状態について、自己申告しなければならない。（様式3）
5. 理事会の役割は、役員などが本学会の事業を遂行するうえで、重大な COI 状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、改善措置などを指示することができる。
6. 学術大会担当責任者（大会長など）の役割は、学会で研究成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に上記担当責任者は理事会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。
7. 編集委員会の役割は、機関誌などの刊行物で投稿原稿（原著、報告、資料、主張、レター）および依頼原稿（総説、施設紹介、研究室紹介、研究紹介、書評）などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員長は理

事会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(不服申し立て)

1. 理事会または学術大会担当責任者、編集委員会により改善措置や発表の差し止め処置を受けた者は、本学会に対し不服申し立てをすることができる。本学会はこれを受理した場合、理事長は速やかに不服申し立て審査委員会を設置して審議し、理事会の協議を経てその結果を不服申し立て者に通知する。

(利益相反の自己申告基準)

以下の各号に開示すべき自己申告が必要となる事項及び金額を定める。

- (1) 研究に関連する企業・法人組織の営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、一つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。
- (2) 株式の保有については、一つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合とする。
- (3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、一つの権利使用料が年間 100 万円以上とする。
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・組織や団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上とする。
- (5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、一つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上とする。
- (6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・組織や団体から研究（受託研究費、研究助成金、依頼試験料など）に対して支払われた総額が年間 200 万円以上とする。
- (7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、一つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合とする。
- (8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。
- (9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、一つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

(施行日)

本指針は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日 制定